

山運輸第471号の2  
令和6年2月13日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長  
(公印省略)

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の期間の再延長について」における減車車両の取扱いについて

標記について、自動車交通部長より別添のとおり通達がありましたので、了知願います。

東自旅二第1534号  
令和6年2月5日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の期間の再延長について」における減車車両の取扱いについて

標記について、令和6年1月31日付け国自旅第305号により、本省物流・自動車局旅客課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、関係団体あて周知願います。

国自旅第305号  
令和6年1月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の期間の再延長  
について」における減車車両の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響に対処するため、被災地域を中心に応急的・緊急的な措置として、一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両に係る増車を弾力的に取り扱う等の特例措置を講じ、その期限を「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の期間の再延長について（令和5年7月31日付国自旅第120号）（以下、「期間限定減車通達」という）により、令和6年1月31日まで延長したところである。

期間限定減車通達では、更なる延長の必要性について、東日本大震災の影響が継続しているかを含め、今年度調査を行い、判断を行うこととしていたが、各社に東日本大震災の影響を調査したところ、コロナによる需要や乗務員の減が引き続き減車を必要とする理由としている事業者がほとんどであったことから、この期限は延長しないこととする。

他方、減車している車両の復活にあたり、メーカーの都合等で納車が間に合わないケースが生じているところ、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

#### 記

期間限定減車通達により減車している車両については、令和6年3月31日までに購入の契約締結を行っている台数に限り、準特定地域指定期間中であっても増車することを可能とする。

【別添】

国自旅第305号の2  
令和6年1月31日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の期間の再延長  
について」における減車車両の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。